

埼玉版SDGs推進アプリに掲載するPR動画に係る取扱要領

1 目的

本取扱要領は埼玉版SDGs推進アプリに掲載するPR動画について必要な事項を定めるものとする。

2 PR動画をアップロード申請出来る者(掲載時間)

- (1) 埼玉県SDGsパートナーとして登録された者(最長20秒まで)
- (2) 埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム会員のうち、当該アプリの普及啓発のために協賛品を提供した者(最長20秒まで)
- (3) 埼玉県SDGsパートナーとして登録された者のうち、当該アプリの普及啓発のために協賛品を提供、または県が行うSDGsを推進する事業等に貢献するため、県や県の関係団体等に寄付行為等を行った者(最長40秒まで)
- (4) SDGsの普及推進に資する活動を行っている県内市町村(最長40秒まで)
- (5) SDGsのいずれかのゴールに資する事業を実施し、県民に対してその取組を広く普及啓発する必要がある埼玉県各部局の課所(最長40秒まで)

3 掲載基準

- (1) SDGsに資する活動等についての企業・団体等のPR動画とする。ただし、営利を目的とした商品・サービス等のPRは掲載することはできない。
- (2) SDGsを普及啓発する対象は、原則企業等ではなく県民向けとする。

※参考

(許可の例・・・SDGsに資する活動や取組等をベースにした企業等のPRとなる動画)

我々〇〇株式会社では、SDGsのゴール〇「■■」に貢献するため、〇〇という商品(サービス)の取り扱いを通じ、〇〇のような環境(社会・経済)面に配慮した取組を実施しています。

(不許可の例・・・営利目的とした商品・サービスをPRするもの等)

我々〇〇株式会社では、〇〇という商品を〇〇円で提供しています。これは～～。

(自治体のPR例)

埼玉県(県内市町村)では、SDGsのゴール〇「■■」に貢献するため、〇〇の活動を実施しています。本活動では県民の皆様に〇〇〇を御協力いただくことで～～を実現し、〇〇を達成することを目的としています。県民の皆様の参加を是非お待ちしております。お問い合わせは〇〇部〇〇課まで(写真や動画、SDGsゴールのピクトグラム、県HP等のURL・QRコードなどを挿入し、視聴者にとって内容が分かり易いものとする。)

4 申請からアプリへのアップロードまでの流れ

- (1) PR動画アップロード希望者は「埼玉版SDGs推進アプリに掲載するPR動画アップロードに係る承認申請書(様式第1号)」に必要事項を記入のうえ、企画書(デザイン、レイアウト図、原稿、等)やその他参考となる書類を添付し、次のアドレス宛に送付する。(希望者→県)
計画調整課SDGs推進担当<a2130-06@pref.saitama.lg.jp>
- (2) 計画調整課SDGs推進担当において申請内容確認後、「3 掲載基準」を満たす場合は、PR動画アップロード希望者に「埼玉版SDGs推進アプリに掲載するPR動画アップロードに係る承認書(様式第2号)」を送付する。(県→希望者)
- (3) 承認書を受け取ったPR動画アップロード希望者は、次のファイル形式等により、PR動画を計画調整課SDGs推進担当に提出する。(希望者→県)
- (4) PR動画の内容が「3 掲載基準」を満たす場合、県はアプリにアップロードする。ただし、同掲載基準を満たさない場合は、修正指示等を行い、基準を満たした段階でアプリにアップロードする。
(県→アプリ)
- (5) 「3 掲載基準」を満たさない動画等に対して県が行う修正指示等に対応しない場合、アプリへのアップロードの承認を取り消す場合もある。

5 ファイル形式等

- (1) 動画の形式は「mp4」「mov」「avi」のいずれかとする。
- (2) 動画は最長40秒までとし、容量を100MB以下のものとする。
- (3) PR動画では、その活動がSDGsのどのゴールに資するものが明確にし、ピクトグラムを利用するなど、視聴者に伝わり易いものとする。

6 その他

- (1) アプリにアップロードされた動画は、ランダムで視聴されるものであり、アプリの機能上選択して再生することは出来ない。
- (2) アップロードした動画を取り下げるのには一定の期間を要する。

附則

この取扱要領は令和3年10月1日から適用する。